

第 2 5 号議案

社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会個人情報保護規程

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「法」といふ。)及び江戸川区個人情報保護条例 (平成 6 年 3 月江戸川区条例第 1 号。以下「条例」といふ。)の趣旨にのっとり、社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会 (以下「社協」といふ。)が個人情報の収集、保管及び利用する場合の基本原則を明確にし、個人情報の適正管理を期するとともに、区民の基本的な人権を擁護することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- 2 この規程において「保有個人情報」とは、社協の職員が作成し、又は取得した個人情報であつて、社協の職員が組織的に用いるために保有しているものをいう。
 - 3 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
 - 4 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(責務)

- 第 3 条 社協は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、区民の基本的な人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。
- 2 個人情報を収集し、保管し、又は利用する社協の職員は、職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 3 社協は、その職員に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第 2 5 号議案

(適正な取得)

第 4 条 社協は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(業務の登録)

第 5 条 社協は、個人情報に係る業務を新たに開始するときは、次の各号に掲げる事項を別に定める個人情報業務登録簿に登録しなければならない。

- (1)業務の名称
 - (2)業務の目的
 - (3)対象となる個人の範囲
 - (4)保有個人情報記録の項目
 - (5)個人情報管理事務取扱者
 - (6)個人情報データベース等の名称
 - (7)個人情報データベース等の利用目的
 - (8)個人情報データベース等に記録される個人の範囲
 - (9)個人情報データベースに記録される保有個人情報の項目
 - (10)前各号に掲げるもののほか、社協会長(以下「会長」という。)が必要と認める事項
- 2 社協は、個人情報業務登録簿を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

(正確性の確保)

第 6 条 社協は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 7 条 社協は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 社協は、管理の必要がなくなった保有個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託先の監督)

第 8 条 社協は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、その委託契約において、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第 25 号議案

(保有個人情報の開示等)

第 9 条 何人も、社協に対し、本人が識別される保有個人情報の開示、訂正等 (内容の訂正、追加及び削除をいう 以下同じ。)及び利用停止等 (利用の停止及び消去並びに第三者への提供の停止をいう 以下同じ。)の請求をすることができる。

(費用の負担)

第 10 条 この規程による保有個人情報の開示、訂正等及び利用停止等に係る費用は、無料とする。

2 この条例の規程により保有個人情報の写しを受ける者は、当該写しの作成及び送付に係る費用を負担するものとする。

(苦情の処理)

第 11 条 社協は、社協における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 前項の苦情の申出先は、原則として社協事務局とする。

(区長への報告)

第 12 条 会長は、この規程に基づく個人情報の取扱いについて、必要に応じ区長に報告するものとする。

2 会長は、毎年一回この規程の運用状況について取りまとめ、区長に報告するものとする。

(委任)

第 13 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。